

令和 8 年度 第 1 回加東市農業委員会総会（4 月定例会）議事録

開催日時	令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 3 時 00 分～午後 4 時 21 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：田中重信 ⑥：－ ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：藤浦春治 ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：－
欠席委員	⑥：末廣信久 ⑫：小薮富也			
議事録署名委員	7：井上 弘 9：小林二城			
出席職員	農業委員会事務局長 神戸 剛、農業委員会事務局副課長 藤井康孝 農業委員会事務局主事 川邊 錬			
説明のため出席した者（申請者）	*** ***			

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事

第 1 号議案	営農型太陽光発電設備の設置に係る許可について	3 件
第 2 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	8 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	4 件
第 4 号議案	非農地証明願いの承認について	3 件
第 5 号議案	農地法施行規則第 29 条（200 m ² 未満）の規定による確認について	2 件
- 5 報告

報告第 1 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	1 件
報告第 2 号	農地の貸借の合意解約通知について	1 件
- 6 協議

協議第 1 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について	1 件
---------	-------------------------	-----
- 7 その他
- 8 閉会

事務局	<p>本日の農業委員の出席は 15 名のうち 15 名で、全員出席のため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。</p>
会長	<あいさつ>
議長	<p>ただいまから、令和 8 年度第 1 回加東市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日、現地調査担当の 6 番 伊澤農業委員、7 番 井上農業委員、10 番 谷口推進委員、11 番 久保推進委員ありがとうございました。</p> <p>のちほど、調査報告をよろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員に、7 番 井上農業委員、9 番 小林農業委員を指名しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議に入ります。</p>
議長	<p>第 1 号議案につきましては、営農型太陽光発電設備の新規申請となりますので、申請者にお越しいただいております。</p> <p>加東市農業委員会総会会議規則第 14 条の規定により、申請者からの説明を求めたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
議長	<p>異議がないようですので、第 1 号議案の申請者の出席を認めます。</p> <p><申請者 入室></p>
議長	<p>第 1 号議案「営農型太陽光発電設備の設置に係る許可について」事務局から説明を行い、その後、補足事項があれば申請者から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1 は、農地所有者と営農者による賃貸借権設定に係る 3 条許可申請、番号 2 は、農地所有者と営農型太陽光発電設備設置業者による区分地上権設定に係る 3 条許可申請、番号 3 は、農地所有者と営農型太陽光発電設置業者による一時転用に係る 5 条許可申請となります。</p> <p>番号 1 の譲受人である営農者は、令和 6 年 7 月 1 日に設立された農業法人で、***では認定農業者に認定されています。本件では、22 年間の賃貸借権を設定し、太陽光パネルの下部の農地でサカキを栽培、余剰地でソルゴーを栽培し、サカキの緑肥として活用する予定です。</p> <p>なお、本件は法人による貸借権の設定のため、農地法第 3 条第 3 項の規定において、解除条件付き貸借の要件が定められています。</p> <p>要件の 1 つ目は、双方で締結する貸借の契約書に、農地を適正に利用していない場合に、貸借の契約を解除する旨の条件が付されていること。</p> <p>要件の 2 つ目は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>要件の 3 つ目は、業務執行役員等のうち 1 人以上の者が耕作等に常時従事すること。と定められています。</p> <p>これらの要件については、申請書類により全て満たしていることを確認できておりま</p>

	<p>す。</p> <p>番号3の営農型太陽光発電設備設置に係る一時転用については、通常の農地転用の許可基準に加え、次の基準を満たす必要がございます。</p> <p>1つ目は、太陽光パネルの下部の農地での営農の適切な継続が確実であるかを確認するものとして、下部の農地の活用状況が、地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少しないこと又は試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。</p> <p>2つ目は、太陽光パネルの下部の農地で生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと。</p> <p>3つ目は、太陽光パネルを撤去するために必要な資金及び信用があること。</p> <p>4つ目は、県に毎年の栽培実績と収支報告を適切に行うことなどがあり、申請書類により基準を満たしていることを確認できております。</p> <p>なお、営農者は認定農業者のため、一時転用の期間は10年間で設定されています。</p> <p>番号2の区分地上権の設定については、農地上空の太陽光パネル部分に係るものであり、区分地上権の設定期間は一時転用と同じ10年間で設定されています。</p> <p>以上の申請については、要件を満たしていることから農地の貸借権及び区分地上権の設定、一時転用することについて支障はないと思われます。</p>
議長 申請者	<p>補足事項があれば申請者から説明をお願いします。</p> <p>圃場管理を行う***の社は***にございまして、支店として***に営業所を構えております。***は、トラクターなど農機具を常時管理し、圃場管理も行っております。太陽光パネルの下では、主にサカキを栽培し、5年目に枝の収穫を行い、出荷を行います。出荷のルートは***にあるグループ会社において流通を確保しています。栽培に関し、今後、圃場が増えてきましたら、地域の雇用に繋げていきたいと考えています。</p> <p>発電事業を行います***は、親会社は***というリース会社で、株主は***と***となっております。以上となります。</p>
議長 現地調査員	<p>本件については、現地調査を行っています。</p> <p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p> <p>現地の状況は保安全管理でした。造成工事はなく、雨水は自然浸透となりますが、地形により雨水が隣地へ流出する可能性がある箇所については、土羽を整備する計画となっておりますので、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。報告は以上です。</p>
議長 委員	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p> <p>余剰地にソルゴーを栽培する計画となっておりますが、サカキを栽培するほうがいいのではないかと。</p>
申請者	<p>サカキは直射日光に当たると育たないため、太陽光パネルの下のみで栽培する計画としています。</p>
委員 申請者	<p>ソルゴーのすき込みの意味は。</p> <p>サカキは山に生えているものですので、山の環境を再現するためにソルゴーを栽培し、緑肥として活用する予定です。</p>

委員	山にソルゴーは生えていませんが。
申請者	全く同じ環境というわけではございませんが、それに近い環境を整えていくことを考えています。
委員	ソルゴーは背丈が伸びるため、風通しが悪くなり、サカキにとっても良くないと思われますが。
申請者	ソルゴーの背丈は2mを超えてきますが、背丈が伸びる前には刈り取りし、風通しを確保したいと考えております。
委員	区分地上権の設定と一時転用は同時に申請することができるのですか。
事務局	基本的には同時申請の取り扱いとなり、区分地上権の設定期間と一時転用の期間は同じ期間とすることがガイドラインで示されています。
委員	転用により農地以外の地目が変わると思うが、農地法第3条における区分地上権の設定の手続きで間違いはないのか。
事務局	太陽光パネルの下は農地として利用するため、地目は農地のまま変わらないこととなります。なお、太陽光パネルの支柱部分は一時転用の取り扱いとなるため、地目変更は生じません。
委員	議案書の農地面積と補足資料の営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積と異なるが違いを確認したい。
事務局	補足資料の営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、農地全体の面積から太陽光パネル下の杭の面積を除いた農地の面積でありサカキを栽培します。残りの面積は余剰地としてソルゴーを栽培する面積となります。 なお、総会資料の図面に示されているパネル下面積は、杭を含んだ面積となっています。一時転用の面積は、杭の部分、柱の根巻き部分、アンカー部分の合計面積となります。
議長	他に補足等の説明はございませんか。
申請者	サカキは遮光率が高いほど、濃い緑の葉が育ちます。新芽は赤みがかっており、遠くから見ると枯れかかっているのではと思われがちですが、遮光下で時間をかけて緑に色づいていきます。太陽光パネルの下で本当に育つと言われることもございますが、遮光下の環境によって綺麗な葉が育ちます。
議長	他に何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見等がないようですので、これで申請者は退室をお願いします。ありがとうございました。 <申請者 退室>
議長	これより採決いたします。 第1号議案について、番号1と番号2の農地法第3条の規定による許可については許可、番号3の農地法第5条の規定による許可については許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<賛成14名>

議長	<p>挙手多数にて、第1号議案は、番号1と番号2は許可することに決定し、番号3は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p>
議長 事務局	<p>第2号議案「農地法第3条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号1、譲渡人は、農業機械の老朽化により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約50年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号2、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、以前から申請地の管理を行っており、引き続き、水稻の作付けを予定しています。必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約30年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号3、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は現在、市内の農地を借りて山田錦を栽培し、自身が経営する酒造会社に出荷しています。申請地では水稻の作付けを予定しており、必要な農機具はリースにより確保しているほか、農業経験も約5年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号4、譲渡人は、高齢等の理由により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、申請地に隣接する空家も併せて購入し、季節野菜の作付けを予定しています。農業経験はございませんが、以前から農業に興味があり、この機会に取り組みたいと考えられています。また、必要な農機具はすでに購入済であることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号5、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、申請地の集落内の空家も併せて購入し、季節野菜の作付けを予定しています。農業経験はございませんが、以前から農業に興味があり、この機会に取り組みたいと考えられています。また、必要な農機具は購入予定であることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号6、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、市外在住により通作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約50年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>番号7、譲渡人は、以前から譲受人に申請地の管理をお願いしていましたが、改めて、農地法による貸借権の設定を行うため申請されました。申請地は、水利条件が悪いことから、しばらくの間は保全管理を予定しています。譲受人の農業経験は約20年あることから、適正に管理できるものと見込まれます。</p> <p>番号8、譲渡人は、以前から譲受人に申請地の管理をお願いしていましたが、改めて、農地法による貸借権の設定を行うため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約20年あることから、耕作は可能であると見込まれます。</p> <p>以上の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せ</p>

	ず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件について、該当する担当地区の農業委員から譲受人の耕作状況について補足はございませんか。
委員	番号7及び番号8の方は熱心に農業に取り組まれており、適正に農地を利用されています。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第2号議案は許可することに決定しました。
議長	第3号議案「農地法第5条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、本件は、露天駐車場及び露天資材置場による転用となります。 譲受人は、木材加工販売業を営んでいます。近年の業績拡大に伴い、木材の仕入れ量が増加するなか、保管場所がないため、仕入れ時期が重ならないように制限しなければならない状況となっていることから申請されました。隣地は申請者の敷地として、すでに社用車用駐車場や資材置場として利用していますが、本申請地と併せて一体的に利用される計画となっています。申請地の農地区分は第2種農地に該当し、土地改良区は平成19年に農地転用決済済みとなっています。 番号2、本件は、露天資材置場による転用となります。 譲受人は、不動産の企画、開発及び流通業を営んでおり、現地調査や管理等を行う過程において、各種資材や備品等を継続的に使用しています。これら資材等の保管については、既存事業所の敷地内を利用していますが、事業拡大に伴い、仮設資材や工具類の保管スペースが不足しているとともに、資材の分散保管や一時的な仮置きが生じ、業務効率や安全管理の面で課題が生じていることから申請されました。用地の選定に当たっては、既存事業所から約600mの位置にあり、申請者が実施している事業地との中間地点に位置していることから、業務上の動線を確認できるうえ、安全に資材を保管できることなど総合的に判断された結果となっております。申請地の農地区分は第3種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 番号3、本件は、高圧蓄電池設置による転用となります。 譲受人は、建築工事業をはじめとして、各種再生エネルギー資源の開発等を営んでいます。申請地では、蓄電池コンテナ4台、蓄電池用パワーコンディショナー1台等を設置するほか、機器交換等の対応に必要なラフタークレーンの作業スペースを設ける計画となっています。地表には碎石を敷き、雨水は自然浸透となります。申請地の農地区分は第2種農地に該当し、土地改良区は令和6年に農地転用決済済みとなっています。 番号4、本件は、寺院本堂及び墓地による転用となります。

	<p>申請者は、永続的な宗教活動を行うため、住職である父と信徒とともに宗教法人を新たに設立し、寺院本堂及び墓地の新設を計画しています。現在管理しているお寺では、墓地を有していないため、行き場のない遺骨を一時的に預かっており、早急に埋葬地を確保する必要があるほか、信徒からは本堂に近接する墓地の新設、特に子や孫に承継を前提としない墓地、利用しやすい樹木葬の要望がなされています。用地の選定に当たっては、居住区域から一定の距離が確保されていることに加え、利用者の利便性を考慮し、交通アクセスが一定確保されていることを条件に総合的に判断された結果となっております。</p> <p>申請地の農地区分は第2種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>以上の申請については、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>本件については、現地調査を行っています。</p>
現地調査員	<p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p> <p>番号1の現地の状況は田でした。申請地は、宅地または雑種地に囲まれており、周辺に農地はありませんでしたので、転用することについて特に問題はないと思われま</p> <p>番号2の現地の状況は田でした。隣の農地と接する範囲については、造成工事は行わず、地ならしのうえ転圧し、雨水は自然浸透させる計画となっています。よって、計画どおりに工事をすれば、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われま</p> <p>番号3の現地の状況は保全管理でした。砕石を敷き、雨水は自然浸透させる計画となっています。よって、計画どおりに工事をすれば、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われま</p> <p>番号4の現地の状況は保全管理でした。本堂における汚水は浄化槽で処理し、道路側溝へ放流されます。雨水は雨水排水管を通じて、道路側溝へ放流されます。墓地については、骨壺のまま封入されるため、雨水は遺骨に直接接触することなく、地中に浸透する計画となっています。また、隣の農地との境界には生垣を設置する計画となっています。よって、計画どおりに工事をすれば、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われま</p>
議長	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p>
	<p>第3号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p><全員挙手></p>
議長	<p>全員挙手にて、第3号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p>
議長	<p>第4号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、申請地は、昭和53年頃から住宅敷地の状態で現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が20年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区につ</p>

	<p>いては該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>番号 2、申請地は、昭和 48 年頃からカーポート及び倉庫の状態まで現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のみであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号 3、申請地は、昭和 53 年頃から原野の状態まで現在に至っております。この度、申請地の地目が農地のみであることが判明しましたが、農地に該当しない状態が 20 年以上経過しているため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>以上の申請については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>本件については、現地調査を行っています。</p>
現地調査員	<p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p> <p>番号 1 の現地の状況は住宅敷地、番号 2 の現地の状況はカーポート及び倉庫、番号 3 の現地の状況は原野でした。これらの現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が 20 年以上継続していることを確認しました。報告は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p>
各委員	<p>第 4 号議案は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p><全員挙手></p> <p>全員挙手にて、第 4 号議案は承認することに決定しました。</p>
議長	<p>第 5 号議案「農地法施行規則第 29 条（200 ㎡未満）の規定による確認について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、本件は、令和 8 年 2 月の総会で農振に係る軽微変更の議案審議のあった農業用倉庫による転用となります。申請地は、昭和 40 年頃から農業用倉庫の状態まで現在に至っていますが、農地の一部を 200 ㎡未満の農業用倉庫に転用していることから、29 条の届出として受付しました。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、農業用倉庫は転用することができる施設に該当しております。土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号 2、申請地は、平成 13 年以前から農業用倉庫及び進入路の状態まで現在に至っていますが、農地の一部を 200 ㎡未満の農業用倉庫及び農業用倉庫のための進入路に転用していることから、29 条の届出として受付しました。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、農業用倉庫及び農業用倉庫のための進入路は転用することができる施設に該当しております。土地改良区は該当地区ではないため、意見はございません。</p> <p>以上の届出については、加東市農業委員会農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による転用に関する要綱に基づき提出されており、転用の計画が 200 ㎡未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>本件については、現地調査を行っています。</p>

現地調査員	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。 番号1の現地の状況は農業用倉庫、番号2の現地の状況は農業用倉庫及び進入路でした。これらは農業用施設として既に整備されていますが、申請者が農業を行うに当たって必要なものであり、また、現地の状況から見て、周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないことを確認しております。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第5号議案は、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手> 全員挙手にて、第5号議案は承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。 報告第1号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、露天資材置場に転用する届出を受理しました。関係書類等は完備していましたので、専決処理により、3月30日付で受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第2号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1は、第2号議案の番号3の譲受人に所有権を移転するため解約されました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	次に協議事項に入ります。 協議第1号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」事務局より説明をお願いします。
事務局	農業委員会は、農業委員会等に関する法律の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施し、その活動の目標を、毎年4月末までに設定を行い、県へ報告することになっています。目標の設定に当たっては、令和5年4月に策定した「加東市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、令和8年度の目標案を作成しました。 令和8年4月1日現在の農業委員会の状況として、農家・農地等の概要の数値は、農林業センサスなどの国の調査結果や農政課からの資料をもとに作成しています。 耕地面積の合計2,700haは、国の作物統計調査の結果に基づくものでございます。田と畑の合計が耕地面積の合計と一致していませんが、調査結果はこのように公表されています。 最適化活動の成果目標として、農地の集積については、現状の集積率は18.1%で、目標は、指針に定めた令和9年度の集積率30%を目指し、令和8年度の目標集積率を24.1%で設定しています。なお、集積の推進に当たっては、農政課と連携し、地域計

	<p>画の達成に向けて取り組んでいくものとします。</p> <p>遊休農地の解消について、現状の遊休農地面積は9.1haとなっています。目標は、基準となる令和3年度の遊休農地面積の5分の1と定められていますので、令和3年度の遊休農地面積は9.0haで、その5分の1の面積、1.8haの遊休農地を解消することが令和8年度の目標となります。また、前年度に新規発生した遊休農地の解消面積は、令和7年度に新規発生した遊休農地面積2.1haの5分の1の面積、0.4haを目標に設定しています。</p> <p>新規参入の促進について、目標値は、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上と定められていますので、平均80haの1割の面積、8.0haを目標に設定しています。</p> <p>最適化活動の活動目標について、1人当たりの活動日数は、前年度の実績などから月6日、活動強化月間については、11～1月の3回を予定します。</p> <p>新規参入相談会への参加目標は、農政課が実施する新規就農者を対象とした青年等就農計画認定ヒアリングに年1回は参加することを目標としています。説明は以上となります。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	協議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、協議第1号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	<p>以下について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とともに守る農業・農村の事例集について ・農業委員と農地利用最適化推進委員の地位と役割について
議長	何か質問などはございませんか。
委員	市街化調整区域の廃止に向けて検討が進められていると新聞記事を見ましたが、廃止になることによって手続きが簡素化されるなど状況がどのように変わるのか確認したい。
事務局	区域区分が廃止になると、市街化調整区域内の土地については、今までよりも建物が建てやすくなり、有効な土地活用が期待されますが、農用地区域や農地区分などの規制は変わることなく維持されるため、農用地区域内で建物などを建てる場合は、これまで通りに農用地区域から除外する手続きなどは必要となります。市街化区域内の農地転用については、届出から許可申請に変わるため、これまでよりも手続きの処理に時間を要することとなります。
議長	他に何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和8年度第1回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 井上 弘

議事録署名委員 小林 二城
